

四日市市農地等転用届出事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年9月15日

四日市市農業委員会

会長 藤谷克彦

四日市市農委規程第3号

四日市市農地等転用届出事務処理規程の一部を改正する規程

四日市市農地等転用届出事務処理規程（昭和57年農業委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、市街化区域内農地等の転用届出に係る事務処理について、その迅速化を図るため、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専決)</p> <p>第2条 削除</p> <p><u>農業委員会事務局長（以下「局長」という。）は、四日市市農業委員会事務局規程第4条第2号に定める事項について専決をする場合は、あらかじめ、その届</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、市街化区域内農地等の転用届出に係る事務処理について、その迅速化を図るため、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専決)</p> <p>第2条 <u>農業委員会事務局長（以下「局長」という。）は、農地部会（以下「部会」という。）の権限に属する事務のうち農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号及び同法第5条第1項第6号に規定する届出（以下「届出」という。）に係る事務について、専決することができる。</u></p> <p>2 <u>局長は、前項の規定により専決する場合は、あらかじめ、その届出に係る農地及び採草放牧地（以下「届出農地」という。）のある地区を担当する農業委員会</u></p>

出に係る農地及び採草放牧地（以下「届出農地」という。）のある地区を担当する農業委員に、意見を聞くものとする。

- 2 専決は遅くとも届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行うものとする。

削除

(報告)

の選挙による委員に、意見を聞くものとする。

- 3 専決は遅くとも届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行うものとする。

(部会付議)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、部会に付議しなければならない。

(1) 届出農地の利用関係について、現に農事調停の申請、和解仲介の申立て又は苦情等の相談がある場合

(2) 届出農地の転用により周辺農地等の農業上の土地利用に及ぼす影響について、次のいずれかに該当する場合

イ 農道又は水路等に悪影響の生ずるおそれがある場合

ロ 排水処理の方法又は土地造成の方法に問題があり、悪影響の生ずるおそれがある場合

ハ 山林への転用により、悪影響の生ずるおそれのある場合

(3) その他前2号に準ずる場合で、農業委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認めたとき

(報告)

第 3 条 局長は、前条の規定に基づき専決した事件を直近の部会に報告するものとする。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、届出事務の処理について必要な事項は、会長が別に定める。

第 4 条 局長は、第 2 条の規定に基づき専決した事件を直近の部会に報告するものとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、届出事務の処理について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 19 日から施行する。

(農業委員会事務局)